（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

令和２年１月８日

五所川原市

記

1．多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	変更内容
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地　域	重点区域との重複の有無			
○				五所川原市羽野木沢地区、原子地区、豊成地区、俵元地区	無	平成31年度～令和5年度	原六地区保全隊	保全管理する区域内の事業内容の変更